

電気学会東京支部 電気学術奨励賞・電気学術女性活動奨励賞 規程

(名称)

第1条 電気学会東京支部（以下、東京支部という）に電気学術奨励賞を設ける。

(目的)

第2条

1. 電気技術の振興と奨励を図り、学生会員のさらなる獲得および会員の定着を目的に、東京支部に所属し、原則として、東京支部管内の学校に在籍する当該年度に学部を卒業（予定）の学生会員の中から、電気工学を修めた優秀な学生を表彰する。飛び級進学の学生も含む。
2. 学会における女性会員数の寡少な現況を鑑み、女性学生会員のさらなる獲得および「女性会員の活動の活性化と定着」を目的に、東京支部に所属し、原則として、東京支部管内の学校に在籍する当該年度に学部を卒業（予定）の学生会員の中から、電気工学を修めた優秀な女性学生会員を表彰し、「電気学術女性活動奨励賞」を授与する。飛び級進学の学生も含む。
3. 電気学術奨励賞、および電気学術女性活動奨励賞の英文名称は、いずれも IEEJ Tokyo Branch Student Encouragement Award とする。

<解説>

優秀な学生を選んだ際に女性が入っていないければ、活動を一生懸命行っている女性を選んでいること、また、女性が少ないからこそ、その活動を勇気づけるために「女性」表記を残したいとの要望もある。平成 24 年 6 月現在、この状況に変わりはないことから設立思想を引き継ぎ、和文名称を踏襲する。一方、英文名称は、和文との一部不整合はあるものの、表彰の考え方を踏まえ、わかりやすくシンプルに男女同一の表記とした。

(被受賞資格)

第3条 受賞時には電気学会会員であること。

(選考方法)

第4条 第 5 条により、理由を付して推薦された学生会員の中から、東京支部役員会において表彰学生を決定する。

(推薦方法)

第5条

1. 東京支部役員会が定める基準日における学生会員数上位 15 校の学生員委員会委員が所属する学科長に、優秀学生会員 2 名の推薦を依頼する。なお、学生会員数が同数の場合は、上位 15 位までの学校全てを含むものとする。
2. 学生員委員会委員の推薦により、第 1 項に含まれない学校から、さらに 15 校前後を選出し、当該校の学生員委員会委員が所属する学科長に優秀学生会員 1 名の推薦を依頼する。選出方法は東京支部役員会の定めるところによる。
3. 第 1 項、第 2 項による選出校がない支所にあっては、支所長の推薦により当該支所内から 1 校を選出し、当該校の学生員委員会委員が所属する学科長に優秀学生会員 1 名の推薦を依頼する。なお、東京都については、東京支部学生員委員会委員長を支所長と読み替える。
4. 東京支部役員会により、第 1 項、第 2 項、第 3 項に含まれない学校から、10 校を限度に選出し、当該校の学生員委員会委員が所属する学科長に優秀学生会員 1 名の推薦を依頼することができる。
5. 学生員委員会委員がいない学校にあっては、「学生員委員会委員が所属する学科長」を「東京支部役員会が指定する当該校の学科長」と読み替える。また、複数学部に

(東京支部・規程 3)

電気関係の学科を持つ大学については、「学校」を「学部」と読み替える。

6. 第 1 項～5 項による推薦枠とは別に、「電気学術女性活動奨励賞」として 1 名の特別推薦枠を設ける。なお、この特別枠の推薦は第 1 項～5 項により決定された全ての選出校に依頼する。

(表彰)

第6条 第 4 条により決定された優秀学生会員は、東京支部長より賞状を贈り、表彰するものとする。

1. 本規程は平成 12 年 10 月 1 日より施行する。
2. 平成 16 年 1 月 9 日 規程の一部を改訂
3. 平成 17 年 8 月 26 日 規程の一部を改訂
4. 平成 18 年 1 月 6 日 規程の一部を改訂
5. 平成 20 年 5 月 16 日 規程の一部を改訂
6. 平成 24 年 8 月 3 日 規程の一部を改訂
7. 平成 27 年 1 月 14 日 規程の一部を改訂
8. 平成 28 年 5 月 18 日 規程の一部を改訂